

Title	<翻訳> 劉国忠「周文王称王史事弁」
Author(s)	大阪大学中国哲学研究室
Citation	中国研究集刊. 2011, 52, p. 92-104
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/61048">https://doi.org/10.18910/61048</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## （翻訳） 劉国忠 「周文王称王史事弁」

大阪大学中国哲学研究室

本稿は、『中国史研究』二〇〇九年第三期（二五〜三〇頁）に掲載された清華簡に関する劉国忠氏の論文、「周文王称王史事弁」の翻訳である。

清華簡とは、二〇〇八年七月に清華大学が入手した竹簡群であり、その概要は李学勤「論清華簡《保訓》的幾個問題」（『文物』二〇〇九年第六期、文物出版社、七六〜七八頁）などに紹介されている。大阪大学中国哲学研究室では、平成二十一年度に開講された湯浅邦弘教授の「中国哲学演習」において、清華簡の概要を把握するため、前掲李学勤氏の報告を翻訳した（この翻訳は、前号の『中国研究集刊』（総第五十一号、二〇一〇年）にて発表）。その次に我々が着手したのが、本稿で取り上げる劉国忠氏の論文である。劉氏の論文は、すでに『文物』誌上で釈文が公開されている清華簡中の『保訓』に関するもので、清華簡を中心に周の文王の称王問題を論じてい

る。周の文王が生前に称王したか否かという問題は、長らく学者の頭を悩ませてきたことであった。この未解決の問題を清華簡が解決するかも知れないとする劉氏の論文は、まことに魅力的であり、また今回の新発見の価値を存分に発揮するものといえる。我々が劉氏の論文を取り上げた理由もそこにある。

翻訳は、久保宗之（中国哲学研究室・学部生）、竹村涉（中国哲学研究室・大学院生）、金城未来（同上）、草野友子（日本学術振興会特別研究員）、福田一也（大阪教育大学非常勤講師）の五名で作成した（一）内は、作成当時の所属）。

「原注」は原論文の注を翻訳したものであり、「補注」は訳者が原文を補足するために附したものである。さらに、読者の便をはかる目的で引用資料に訓読を附したが、必ずしも劉氏の読みと一致しないところがあるかも知れ

ない。あくまで論文理解を助けるための便宜的な処置としてご理解いただきたい。

(福田一也)

### 日本語訳

殷周時代の歴史は変化に富み、彩り鮮やかである。西周は、もともとは殷の西方の諸侯であったが、長きに渡る発展と成長を経て、ついに殷王朝を滅ぼすにいたる。西周は周の武王の時にはじめて殷を滅ぼして建国の大業を成し遂げたが、真に殷を倒す基礎を固めたのは、武王の父、周の文王である。史料に「三分天下有其二(天下を三分して其の二を有つ)」(『論語』泰伯篇)とあるように、周の文王の時、すでに殷に対する優位を確立していた。周の文王期の統治は、西周の発展と成長にとって極めて重要であり、周人もまた、周王朝の開始を周の文王の時期にまで遡らせている。だが、史書の欠如によって周の文王期に関わる歴史記録には大きな制約があり、学者たちが深く研究へ立ち入ることを阻んできた。中でもとりわけ絶えず議論の的となってきたのは、生前に周の文王がすでに王を称していたか否かということである。周の文王が生前すでに王を称していたとする見方に関

しては、文献中に少なからぬ言及がある。司馬遷は『史記』周本紀において、「詩人道西伯、蓋受命之年稱王而斷虞芮之訟。(詩人西伯を道うに、蓋し受命の年に王と稱して虞・芮の訟を断ずと)」と記し(注)、『史記正義』は「二国相讓後、諸侯歸西伯者四十餘国、咸尊西伯爲王。蓋此年受命之年稱王也。『帝王世紀』云、文王即位四十二年、歲在鶉火、文王更爲受命之元年、始稱王矣。(二国相讓の後、諸侯の西伯に歸する者は四十余国、咸な西伯を尊びて王と爲す。蓋し此の年は受命の年にして王と稱するなり。『帝王世紀』に云う、文王即位すること四十二年、歲は鶉火に在り、文王更めて受命の元年と爲し、始めて王と稱すと)」と述べている。漢唐の学者たちは「補」、『詩經』大雅・文王篇の注解の中で同様の見方を行っている「補」。漢唐期の学者の多くが、周の文王の生前における称王を信じていたことが窺えるであろう。

一方で、周の文王が生前すでに称王していたことを否定する、正反対の見方もある。例えば『風俗通義』皇朝篇の「三王」の条では、古代の「三王」として夏の禹王、殷の湯王、周の武王を挙げ、周の文王は三王の列に挙げられていない。その理由は、「論語」、文王率殷之叛國以服事殷。時尚臣屬、何緣使得列三王哉。『論語』に、文王殷の叛國を率いて以て殷に服事すと。時に臣属する

を尚べば、何に緣りて便ち三王に列するを得んや」である。応劭はまた、「太王、王季皆見追號、豈可復謂已王乎。（太王、王季は皆な追號せらる、豈に復た已に王と謂うべけんや）」（注<sup>3</sup>）と指摘する。これらの言葉を仔細に見てみると、周の文王が生前にすでに王を稱したことを否定しているようである。

唐代以降、周の文王の稱王を否定する見方は、次第に広がりはじめた。孔穎達は、『尚書正義』秦誓篇の中で次のように述べている。

「『易緯』稱『補<sup>3</sup>』、文王受命、改正朔、布王號於天下。鄭玄依而用之、言文王生稱王、已改正。然天無二日、王無二王、豈得殷紂尚在而稱周王哉。若文王身自稱王、已改正朔、則是功業成矣、武王何得云大勳未集、欲卒父業也。『禮記』大傳云、牧之野、武王之大事也。既事而退、追王大王亶父〔補<sup>4</sup>〕、王季歷、文王昌。是追爲王、何以得爲文王身稱王、已改正朔也。『易緯』は、文王受命し、正朔を改め、王号を天下に布くと稱す。鄭玄依りて之を用い、文王生きながら王を稱し、已に正を改むと云う。然るに天に二日無く、王に二王無し、豈に殷紂の尚お在するに周の王を稱するを得んや。若し文王身自ら王を稱し、已に正朔を改むれば、則ち是れ功業成り、武王は何

ぞ大勳未だ集らず、父の業を卒えんと欲すと云うを得んや。『礼記』大伝に云う、牧の野、武王の大事なり。事を既りて退き、大王亶父、王季歷、文王昌に追王すと。是れ追して王と為さば、何を以て文王自ら王を稱し、已に正朔を改むと為すを得んや」（注<sup>3</sup>）また劉知幾は、『史通』疑古篇の中で次のように明確に指摘する。

「夫天無二日、地惟一人。有殷猶存而王號遽立、此即春秋楚及吳越僭號而陵天子也。（夫れ天に二日無く、地に惟だ一人のみ。有殷猶お存し王号遽かに立つ、此れ即ち春秋の楚及び吳越の僭号して天子を陵ぐなり）」（注<sup>4</sup>）さらに張守節も、『史記正義』の中で類似の見解を述べている。彼は「周本紀」の中で周の文王が「改法度、制正朔（法度を改め、正朔を制）した時のことを検討し、以下のように述べる。

『易緯』云、文王受命〔補<sup>5</sup>〕、改正朔、布王號於天下。鄭玄信而用之、言文王稱王、已改正朔、布王號矣。按天無二日、土無二王〔補<sup>6</sup>〕。豈殷紂尚存而周稱王哉。若文王自稱王改正朔、則是功業成矣。武王何復得云大勳未集、欲卒父業也。『禮記』大傳云、牧之野武王成大事而退、追王太王亶父・王季歷・文王昌。據此

文乃是追王爲王、何得文王自稱王改正朔也。(『易緯』に云う、文王受命して正朔を改め、王号を天下に布くと。鄭玄は信じて之を用い、文王は王を称し、已に正朔を改め、王号を布くと言う。按ずるに、天に二日無く、土に二王無し。豈に殷紂の尚お存するに周は王を称せんや。若し文王自ら王を称し、正朔を改むれば、則ち是れ功業成るなり。武王何ぞ復た大勲未だ集らず、父の業を卒えしめんと欲すと云うを得んや。『礼記』大伝に云う、牧の野に武王は大事を成して退き、太王亶父・王季歴、文王昌を追王すと。

此の文に拠れば乃ち是れ追王して王と為す、何ぞ文王自ら王を称して正朔を改むるを得んや」(注5)

以上の学者たちが強く文王の称王を否定するのは、当時の人々が周の文王に対して抱いている普遍的な聖人像にとらわれていたためである。周の文王は殷の紂王の臣下であり、もし彼が生前、本当に王を称していたならば、封建社会の正しき倫理観に背反することは免れない。そのためこれらの学者は、主に道德倫理の観点から周の文王の称王を否定するのである。唐代に始まったこうした見方は次第に優勢となり、例えば梁肅は、「西伯受命称王議」の中で、いわゆる周の文王の称王説を「反經非聖(經に反して聖を非る)」の見方であると捉えている。宋代に

なると、歐陽修もまた「秦誓論」の中で強く反駁し、文王が受命し称王したという見方を「妄説」として退けている。後世、学者の多くは、周の文王が生前に王を称したという事実疑念を抱いていた。ある者は、「周本紀」の記述は、「司馬遷不達理道之舛(司馬遷の理道に達せざるの舛なり)」(明、馬明衡『尚書疑義』卷四)であると考え、またある者は、『史記』の関連部分は劉歆の改竄から出たものであるとした(清、方苞『望溪集』卷一)「補3」。清代の梁玉繩に至っては、『史記志疑』の中で、歴代の学者がこの説を批判している情況に対して総括を行っている「補8」。

二十世紀はじめになつて王国維氏は、別の観点から周の文王が生前すでに称王していたことを肯定した。王氏は「古諸侯称王説」(『觀堂別集』卷二)において、「世間が文王の受命と称王を疑うのは、古えの諸侯が国内では王と称しており、それは君や公と称したりするのと同じであることを知らないからである」(注6)と言ひ、さらに「思うに、古えはまだ天沢の区別が厳密ではなく「補9」、諸侯はその国において自ら王を称する習慣があつた。：：：かりにもこれを知っていれば、文王が受命・称王しながらもなお殷に仕えていたとしても怪しむに足らぬ」(注7)と述べた。この王国維氏の説は、一方では文献上の記載

から周の文王が生前に王を称したという事実を承認し、他方ではその政治的表象としての意味合いを薄めるもので<sup>(補10)</sup>、周の文王が生前に王を称したとする説についての折衷的・調和的見解であるといえる。王氏のこの見解に対しては学者たちの中で賛否両論あり、意見の一致をみていない。

二十世紀の一九七〇年代、陝西省周原地区で多くの周初の甲骨が出土した。その中のいくつかの甲骨文中に、「周方伯」と「王」の記載が同時に見えていたことで、周の文王は生前に称王したのか否かという議論が再熱した。ある学者は、「周方伯」と「王」とは同じく周の文王を指し、周の文王は生前にすでに王を称していたと考えた。またある学者は、「王」とは殷王、「周方伯」とは周の文王を指しており、周の文王はまだ王を称していなかったのだと強く主張した<sup>(注8)</sup>。

二〇〇八年、清華大学は一群の戦国竹簡を入手した。その中の一篇は整理者によって『保訓』と命名され、その写真図版と釈文はすでに公表されている<sup>(注9)</sup>。『保訓』の内容は周の文王が臨終の際、子の発（後の周の武王）に残した遺言であり<sup>(注10)</sup>、その趣は『尚書』顧命篇と類似し、また『逸周書』中の多くの篇とも相通ずるところがあつて、これは学者たちがこれまで見聞したことな

い内容である。『保訓』篇の文字は古風で難解であり、多くの記述が解釈に困難で、今後さらなる研究の進展を待たねばならない。ただし現在すでに知りうる内容からみても、その価値は空前のものであるということが出来る。

竹簡の冒頭部分では、この出来事の發生を「惟王五十年」と明記しており、この五字は千百年來、大勢の学者たちが議論して解決できなかった周の文王の称王に関する論争に対して「拔雲見日（雲が晴れて日がさす）」の役割を果たすもので、その意義はまことに大きいといえる。我々はすでにこれ（『保訓』）に基づき、周の文王の称王に關連する状況について検討を行ったが<sup>(注11)</sup>、その論文の發表後、我々の見解に対して疑義を提出している学者もいるので<sup>(注12)</sup>、本稿では先の論文を基礎とし、より詳細に我々の見解を説明しようと思う。

現存する文献よりみると、周の文王が王を称したことは、「受命」という歴史事件と密接に關わっている。すなわち、司馬遷のいう「受命之年稱王」である。周の人々は文王が受命したということを広く信じており、『詩経』『書経』及び出土した金文中にも多くの關連する記載がみえる。その一例として、次のようなものを挙げる事ができる。

・『詩経』大雅・江漢「文武、受命。（文武、受命す）」

・『詩經』大雅・大明「有命自天、命此文王。(命の天自らする有り、此の文王に命ず)」

・『尚書』康誥「天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命。(天は乃ち大いに文王に命じ、殷を殪戎して、誕ち厥の命を受けしむ)」

・『逸周書』祭公篇「皇天改大殷之命、維文王受之、維武王大克之。(皇天は大殷の命を改め、維れ文王之を受け、維れ武王大いに之に克つ)」

・何尊「文王受茲大命(文王は茲の大命を受く)」  
・大孟鼎「丕顯文王、受天有大命。(丕いに顯らかなる文王、天の有せし大命を受く)」

これらの伝世文献や出土文献の記載からみると、文王(武王を含む)の受命は、周人の歴史的展開の中で画期的な事件であり、また、周人が非常に関心を抱いていたことでもあった。では一体、文王の受命は、どのような意味をもつのであろうか。これに関して、古代の学者には様々な見方がある。彼らは文王の受命を認める一方で、その具体的内容を解釈する際には、往々にして意見が分かれる。例えば、『尚書』無逸篇の「文王受命惟中身」という一文に対して、孔穎達『尚書正義』は次のように述べている。

「経言受命者、鄭玄曰、受殷王嗣位之命。然殷之末

世、政教已衰、諸侯嗣位、何必待王命。受先君之命亦可也。王肅云、文王受命、嗣位爲君。不言受王命也。(経に受命と言うは、鄭玄曰く、殷王の位を嗣ぐの命を受くと。然るに殷の末世は、政教已に衰え、諸侯の位を嗣ぐは、何ぞ必ずしも王命を待たんや。先君の命を受くるも亦た可なり。王肅云う、文王命を受け、位を嗣ぎて君と爲ると。王命を受くるを言わざるなり)」(注13)

上述の資料から考えるに、鄭玄は『尚書』無逸篇の「文王受命」を「受殷王嗣位之命」、すなわち周の文王が殷王の冊命を受けて西伯に即位したと理解していた。しかし王肅や孔穎達たちはこの説に同意せず、この箇所の受命は、「受先君之命(先君の命を受く)」ことであるかと理解する。『史記』周本紀の「西伯受命之年稱王」に関する解釈に至っては、ある者は文王が殷の紂王から弓矢や斧鉞を賜って、自身の権限で征伐を行うことができたことだと考え「補註」、またある者は諸侯が西伯を尊んで王としたことだと考えるなど様々である(注14)。ただし、これらの見方は、上述の文王の受命に関する記載とは明らかに一致しない。王国維氏は『尚書』酒誥篇の「惟天降命、肇我民、惟元祀。(惟れ天の命を降し、我が民を肇めし、惟の元祀)」という記載により、「受命」といわれて

いるのは、つまり天命を受けることだという鋭い指摘を行った。氏は「周開国年表」の中で、「降命の命とは、天命のことである。人の側から言えば受命（命を受ける）といい、天の側から言えば降命（命を降す）という」と述べている（注15）。王氏のこの見解は伝世文献や出土文献中の「文王受命」に関する記述と完全に一致しており、現代の多くの学者も王氏の見方に賛同し、「文王受命」とは天命を受けることだと考えた（注16）。

「文王受命」の具体的な意味を理解すれば、その内容についてもすぐに理解することができる。いわゆる文王受命とは、『尚書』康誥篇にいう「天乃大命文王、殪戎殷、誕受厥命」であり、また『逸周書』祭公篇にみえる「皇天改大殷之命、維文王受之、維武王大克之」である。すなわち、文王が天命を獲得して商が天命を失い、上天は文王に商を滅ぼさせ、これに取って代わらせたということである。文献中の文王受命に関する記載は、すべてこのように理解してはじめて「文王受命」の原義に符合する。

では、文王はどのような形式で天命を獲得したのか。これも討論すべきテーマである。緯書の記載を参照すれば、文王の受命には洛書〔補12〕や赤雀丹書〔補13〕などの話があるが、恐らく信ずるに足るものではなからう。一方

で、『芸文類聚』巻七九に引く「周書」の内容は、非常に象徴的な意味をもっている。

『周書』曰、大姒夢見商之庭産棘〔補14〕、太子發取周庭之梓、樹於闕、梓化爲松柏柞楸〔補15〕。寢覺、以告文王。文王乃召太子發、占之于明堂。王及太子發並拜吉夢、受商之大命于皇天上帝。〔周書〕に曰く、大姒夢に商の庭に棘を産じ、太子發は周庭の梓を取りて、闕に樹うるに、梓化して松柏柞楸と爲る。寢覺めて、以て文王に告ぐ。文王乃ち太子發を召して、明堂に之を占う。王及び太子發並びに吉夢を拜し、皇天上帝に商の大命を受くと。（注17）

ここでは、太姒が夢に見た情景によつて、殷の命運が尽き、周がこれに取って代わるであろうことを象徴している。周の文王は、これは天命であり、周に「受商之大命（商の大命を受く）」ものであると考えており、前掲の『尚書』康誥篇及び『逸周書』祭公篇などにみえる周の文王の受命に関する内容と合致する。この資料は時期を記していないので、その正確な時期についてはわからない。しかし、おそらく文王がこうした方法で天命を獲得し、自ら王と称して天命に従ったことは確かであろう。

それでは一体、文王はいつ天命を獲得したのであるか。実は、文献中にすでにこの問題に対する回答が示さ

れている。『尚書』無逸篇には、「文王受命惟中身、厥享國五十年。（文王受命するは惟れ中身にして、厥の国を享くること五十年なり）」とあり、偽孔伝〔注16〕には「文王九十七而終。中身即位、時年四十七。言中身、舉全數。（文王九十七にして終わる。中身に即位し、時に年は四十七なり。中身と言うは、全數（およその數）を舉ぐ）」とある。『詩經』大雅・文王篇の正義は、無逸篇の注を引用し、「中身謂中年（中身とは中年を謂う）」と述べている。これまでの学者はただ文王が中年で即位したことに注意を払うのみだが、実はこの時すでに文王は天命を受け、即位時にすでに王と称していたのである。そして、『保訓』にみえる「惟王五十年」という記述は、文王が即位した当初からすでに王を称していたという史実を証明するものである〔注15〕。

文王受命の真の意味とその具体的内容を明らかにして再度文献の記載を見ると、その内容に対して明確な認識を持つことができる。『詩經』大雅・文王有声篇に「文王受命、有此武功、既伐于崇、作邑于豐。（文王受命し、此の武功有り、既に崇を伐ち、邑を豊に作る）」とあり、鄭玄箋は「武功謂伐四國及崇之功也。作邑者、徙都于豐、以應天命。（武功とは四國及び崇を伐つの功を謂うなり。邑を作るとは、都を豊に徙して、以て天命に應ずるなり）」、

正義は「經別言既伐於崇、則武功之言非獨伐崇而已。受命之後所伐邗・耆・密須・混夷之屬皆是也。（経は別に既に崇を伐つと言うは、則ち武功の言は独だ崇を伐つのみ、に非ざればなり。受命の後に伐つ所の邗・耆・密須・混夷の属は皆な是れなり）」と述べている〔注19〕。「文王受命」の真の意味を理解してはじめて、実はこの詩は崇の討伐と豊邑の造営という二つの出来事もちいて、文王の生涯の功績を総括したものだということがわかるのであり、この二つの出来事は文王の統治期における周人の歴史的展開の中で、最も重要な二大転機である〔注20〕。しかし、伏生や司馬遷などの学者は「文王受命」の正確な意味を理解しておらず、誤って「文王受命」とは紂王からの征伐の命を受けたことであると考えた。これにより、「文王受命、一年斷虞芮之質、二年伐邗、三年伐密須、四年伐吠夷、五年伐耆、六年伐崇。（文王受命し、一年にして虞芮の質を断じ、二年にして邗を伐ち、三年にして密須を伐ち、四年にして吠夷を伐ち、五年にして耆を伐ち、六年にして崇を伐つ）」（『尚書大伝』、『資治通鑑外紀』卷二）や「受命之年稱王而斷虞芮之訟」（『史記』周本紀）というような認識が出現したが、実はみな文王有声篇の「文王受命、有此武功、既伐于崇、作邑于豐」を誤読したことから生じたものであり、これはまた歴史に混乱を

もたらせた。『保訓』の発見は歴史上の迷霧を払い、改めて文王期の歴史を明らかにしたのである。

最後に、さらに三つの問題について説明しておきたい。

一つ目は、文王の在位期間について。無逸篇の記載によれば、周の文王の在位は五十年だが、『呂氏春秋』制案篇では、「文王立國五十一年而終」のように、異なる説を提出している。この矛盾する記載については、明らかに無逸篇の記載に従うべきであろう。なぜなら、無逸篇は周公が作成したものであり、自分の父の在位期間に関する周公自身の叙述は、必ずや後世の人のものよりも正確なはずだからである。周の文王の在位は五十一年で、無逸篇の記載は単に成数（切りのよい数字）を挙げたにすぎないと主張する学者がいたとしても<sup>(注21)</sup>、我々は同意できない。周公は無逸篇の中で、殷の中宗の在位は七十五年、高宗の在位は五十九年、祖甲の在位は三十三年と、いうように、いずれも具体的な在位年数を列挙している。周公が殷王の在位期間については全て実数を列挙する一方で、自分の父の在位期間については成数（切りのよい数字）を挙げたというのは、明らかに道理に合わないからである。『保訓』の「惟王五十年」という記載は、周の文王が「享國五十年」であることを証明する記載であり、その意義は極めて大きいといえる。

二つめは、周の文王が殷に服従していたことに関する真の意図について。『尚書』西伯戡黎篇の記述により、殷の紂王は周人が黎を滅ぼすに至ってもなお、「我生不有命在天（私の生くるは命の天に在るに有らずや）」と考えており、天命が改まったことを知らなかったか、あるいはそれを認めていなかったことがわかる。周の文王が天命を受けて王を称したのは、ただ私的に行っただけで決して公然と表明したものではなく、殷人は周の文王の受命を全く知らなかったことが看取されよう。それは同時に、周の文王が殷の紂王に服従していたのは、恐らくほとんど上辺だけの態度であって、実は周の文王が即位して王と称して以来、ずっと殷を滅ぼそうとする企てを懐いていたということを示している。周の文王の父である季歴は、殷王文丁の手によって殺されており<sup>(注22)</sup>、周の文王がこのことですと復讐の念と殷に取って代わる野心を抱き続けていたことは容易に理解できる。『古本竹書紀年』にはまた、帝乙の二年に「周人伐商」<sup>(注23)</sup>という記載があるが、これは周の文王の在位中の事件である。周の文王が殷に服従していたのは、主としてその真意を隠し時勢を見極める必要性からである。もし文王が本当に後世の儒家が説くように誠心誠意殷に仕えたとするならば、これは全く理解できないこととなる。この問題につい

ては別の機会に改めて述べることとした。

三つめは、『保訓』中にみえる「中道」の理解について。『保訓』の発表後、学者たちは文中の「中」に対して、白熱した議論を繰り広げた。もし「受天命（天命を受く）」という視点から『保訓』にみえる（「中」と）関連した内容を検討するならば、さらなる手がかりが得られるのではなからうか。この「中」については、李学勤氏が指摘する「中正之道」（補<sup>18</sup>）、すなわち「中正之道」とは、上天の意志にかなうものであるとする解釈に同意する。『保訓』中には他にも「三降之徳」という語があり（補<sup>19</sup>）、その内容に関する詳細は不明だが、この「降」字もまた、天降（天が命を降すこと）との関連性を示唆しているようである。これも『保訓』において、周の文王が繰り返す「中」、すなわち「中正之道」を強調する理由であろう。

〔作者：劉国忠、一九六九年生まれ、清華大学歴史系副教授〕  
収録日期：二〇〇九年七月七日。

## 原注

- (1) 司馬遷『史記』卷四、北京、中華書局標点本、一一九頁。
- (2) 吳樹平『風俗通義校釈』、天津、天津人民出版社、一九八

〇年、一八頁。

- (3) 孔穎達『尚書正義』卷十一、『十三經注疏』、北京、中華書局影印本、一九八〇年、一八〇頁。
- (4) 浦起龍『史通通釈』卷十三、上海、上海古籍出版社、一九七八年を参照。
- (5) 『史記正義』卷四、一一九頁を参照。
- (6) 王国維『觀堂別集』卷一「古諸侯稱王說」、『王国維遺書』第三冊、上海、上海古籍書店、一九八三年、四八頁。
- (7) 王国維『觀堂別集』卷一「古諸侯稱王說」、『王国維遺書』第三冊、四九頁。
- (8) 王暉「周文王受命稱王考」（『陝西師範大学学报』二〇〇二年第七期）などの論文参照。
- (9) 清華大学出土文献研究与保護中心「清華大学藏戰国竹簡『保訓』积文」、『文物』二〇〇九年第六期。
- (10) 李学勤「周文王遺說」、『光明日報』二〇〇九年四月十三日。
- (11) 劉国忠「『保訓』与周文王稱王」、『光明日報』二〇〇九年四月二十七日。
- (12) 姜広輝『保訓』十疑、『光明日報』二〇〇九年五月四日。
- (13) 『尚書正義』卷十六、『十三經注疏』、一一二頁。
- (14) 『史記正義』では虞・芮兩國の訴を解決した後、「諸侯帰西伯者四十余国、蓋此年受命之年稱王也」と言う。『史記』

一一九頁を参照。

三五八頁。

(15) 王国維『觀堂別集』卷一「周開國年表」(『王国維遺書』第三冊、三七頁)。

(22) 『古本竹書紀年』の「文丁殺季歷」(『史通』疑古より引く)による。(方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯証』、上海、上海古籍出版社、二〇〇五年、三八頁)。

(16) 王暉「周文王受命称王考」(『陝西師範大学学报』二〇〇二年第七期)、晁福林「從上博簡《詩論》看文王「受命」及孔子的天道觀」(『北京師範大学学报』二〇〇六年第二期)など。

(23) 『太平御覽』卷八三に引く。方詩銘・王修齡『古本竹書紀年輯証』、上海、上海古籍出版社、二〇〇五年、三九頁を参照。

(17) 『芸文類聚』卷七九、上海、上海古籍出版社、一九八二年、一三五頁。

#### 補注

(18) 張立東氏「保訓的周文王紀年与夏商周年代学研究」(簡帛網)においてもまた、文王が即位した時にはすでに受命し称王していたと主張しており、筆者の意見と一致する。

(19) 『十三經注疏』、五一六頁。

(20) 周人が黎を亡ぼしたことも周人の歴史的展開の重大事件

の一つであり、これまでの人々は黎に勝った事件を文王の功績としていた「補1」。しかし清華簡の武王樂詩の発見は、この事件が武王八年に発生したことを証明しており、これは関連する歴史的展開の流れとも符合する。

の「補1」。

「補1」漢代から唐代にかけて訓詁学を主とした学者を指す。

功績としていた「補1」。しかし清華簡の武王樂詩の発見は、この事件が武王八年に発生したことを証明しており、これは関連する歴史的展開の流れとも符合する。

「補2」『詩経』大雅・文王の疏には、「文王雖未得九州、以其稱王故以天下言之。(文王未だ九州を得ざると雖も、其の王を称するを以ての故に天下を以て之を言う)」とある。

(21) 許維遙氏は、『尚書』無逸篇謂文王享國五十年、蓋舉其成數也。『尚書』無逸篇の文王の國を享くること五十年と

「補3」『易緯乾鑿度』に「西伯受命。入戊午部二十九年、伐崇侯、作靈臺、改正朔、布王號於天下。」とある。

謂うは、蓋し其の成數を擧ぐるなり」と述べている(陳奇猷『呂氏春秋新校釈』、上海、上海古籍出版社、二〇〇二年、

「補4」「追王」とは、生前、王ではなかった者に、死後王としての称号を贈ること。

謂うは、蓋し其の成數を擧ぐるなり」と述べている(陳奇猷『呂氏春秋新校釈』、上海、上海古籍出版社、二〇〇二年、

「補5」中華書局本『史記』の該當箇所(一一九頁)は、「文王受命……」となっており、「受年」は「受命」の誤植と思われるので改めた。

「補6」『礼記』曾子問篇・坊記篇・喪服四制篇、『孟子』萬章

上篇にも類似の語句が見える。

〔補7〕『望溪集』巻一の「説尚書又記」に「以受命爲稱王、自『史記』始而後爲『書』傳『詩』序者因之耳。『史記』宣・成間始少出、而未顯。今所傳乃歆所校録、而可掬爲信乎」とあり、また「『古文尚書』『毛詩』皆自歆發。歆爲『三統歴』考上世帝王以爲文王受命九年而崩。則武・成及周本紀之文、爲歆所增竄。」とある。

〔補8〕梁玉繩は『史記志疑』の中で、文王が称王していたとする例として『毛詩』鄭玄注を挙げ、また称王に言及していない（称王を否定する）例として『尚書』偽孔伝を挙げ、いずれも称王の有無の根拠とするには不十分であると述べている。

〔補9〕天と沢。上下の意。「上天下澤、履。」（『周易』履卦）、「天在上、澤居下、上下之正理也。」（程伝）

〔補10〕王国維氏は「古諸侯称王説」（『王国維遺書』第三冊、上海古籍書店、一九八三年）において、「徐・楚・吳の国で王を称しているのは、周初の旧習に沿ってひそかに称していたということではない」と述べる。徐・楚・吳などの南方の国々は早くから王を僭称しており、文王に限らず、殷王がいながらも王を称している例があることから、「王」の語がもつ政治的シンボルとしての意味を薄めている、という理解が示されている。

〔補11〕例えば、梁玉繩『史記志疑』では「受命云者、一受殷天子之命而得專征、一受天西眷之命而興周室（受命と云うは、一いは殷の天子の命を受けて専征するを得、一いは天の西眷の命を受けて周室を興すなり）」とある。

〔補12〕洛水より出現した神亀の背に記されていたという九つの紋様。『周易』繫辭上に「天垂象、見吉凶。聖人象之。河出圖、洛出書。聖人則之。（天は象を垂れ、吉凶を見す。聖人これに象る。河は図を出し、洛は書を出す。聖人これに則る）」とある。

〔補13〕受命に際し、赤雀が銜えてきたとされる書。『尚書正義』疏に「緯侯之書、言受命者、謂有黃龍玄龜白魚赤雀負圖銜書以命人。（緯侯の書受命を言うは、黃龍玄龜白魚赤雀負圖銜負い書を銜え以て人に命ずる有りと謂う）」とあり、また、『史記』周本紀の正義疏に「尚書帝命驗云、季秋之月甲子、赤爵銜丹書、入鄭、止于昌戸。（尚書帝命驗云く季秋の月甲子、赤爵丹書を銜え鄭に入り、昌の戸に止まる）」とある。

〔補14〕文王の后。『詩経』大雅の伝に「大姒文王之妃也（大姒は文王の妃なり）」とある。

〔補15〕『論語』八佾篇に「哀公社問宰我。宰我对曰、夏后氏以松、殷人以柏。（哀公社を宰我に問う。宰我对えて曰く、夏后氏は松を以てし、殷人は柏を以てす）」とあり、それぞれ夏殷の社木。また、『詩経』大雅に「瑟彼柞棫、民所燎矣。

(「瑟しつひ彼たたる柞さく棧けん、民たみの燎りょうする所ところ」)、また「凡りやう凡はう械き樸ぼく、薪しん之の(「凡はう凡はうたる械き樸ぼく、之のを薪しんにし之のに標ひょうむ)」とあり、ともに燎祭りょうさいにつかう薪しんとして歌うたわれる。

〔補16〕「偽いつはり孔こう伝でん」とは、東晋とうしんの元帝げんてい期き(在位ざいゐ三二七〜三二九年)に、予章よしょうの内史ないしである梅ばい賾じが孔安国こうあんこくの伝でんと称しょうして奉ほうつた尚書しょうしよを指さす。孔穎達こうえいだつはこれに疏しよを加くわえて『尚書正義しょうしよぎぎ』を作成さくへんした。

〔補17〕『尚書』西伯せいぱく戡かん黎れいには、周しゆが黎れいに勝かちつたことについて記きされている。その内容は、西伯せいぱく(すなわち文王ぶんわう)が黎れいに勝かちつたため、殷いんの祖尹そいんが恐おそれて紂王しゆうわうに告つげたといいものである。(「殷始答周いんしつたつしゆ、周人乘黎しゆじんじやうれい。祖伊恐そいおそ、奔告受ほんこくう。作西伯戡黎さくせいぱくかんれい。

(殷いん始めて周しゆを咎とがみ、周人しゆじん黎れいに乗のりつ。祖伊そい恐おそれ、奔ほんりて受うに告つぐ。西伯戡黎せいぱくかんれいを作る。)(『尚書』西伯戡黎せいぱくかんれい)

〔補18〕「中正之道ちゆうしやうのちゆうだう」に關しては、李学勤りがくちん「論清華簡『保訓』的幾個問題りんしやうわかん『ほくしん』的幾個問題」(『中国史研究』二〇〇九年第三期、七十七頁)に見える。

〔補19〕『保訓』第七簡に「允いん、翼翼不解いよくふげ、用作三降之德いよくさくさうのちやく。」とある。

・担当範囲(原論文の頁数)

竹村 涉	二五頁一行目〜同一三行目
久保宗之	二五頁一四行目〜二六頁三行目
金城未来	二六頁三行目〜同一七行目
草野友子	二六頁一八行目〜二七頁九行目
福田一也	二七頁十行目〜同一五行目
竹村 涉	二七頁二六行目〜二八頁六行目
久保宗之	二八頁七行目〜同一六行目
金城未来	二八頁一七行目〜同一六行目
草野友子	二八頁二七行目〜二九頁一二行目
福田一也	二九頁一三行目〜同一二行目
竹村 涉	二九頁二三行目〜三〇頁三行目
金城未来	三〇頁四行目〜同九行目

・編集：福田一也